

浜中町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住又は事業経営等を目的として建築し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）町内にある専用住宅、併用住宅、店舗又は事務所をいう。ただし、次に掲げる物件を除く。

ア 売買又は賃貸借することが適さない物件

イ 主として不動産業を営む者が所有する物件

(2) 所有者等 空き家に係る所有権、賃借権又は売却を行うことができる権利を有する者又はそれらの権利の行使を委任されている者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の情報を登録し、広く一般に情報を公開する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録)

第4条 空き家バンクに空き家情報の登録を希望する所有者等は、浜中町空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の内容を確認し適切であると認めるときは、空き家バンクに当該情報を登録する。

3 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 所有者等は、前条第2項の規定による登録内容に変更があったときは、遅滞なく、浜中町空き家情報登録事項変更届出書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 所有者等は次の各号のいずれかに該当するときは浜中町空き家バンク登録抹消届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(1) 所有者等が登録されている情報の抹消を希望するとき。

(2) 空き家となる予定として登録後3か月経過しても空き家とならなかったとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は前項に規定するもののほか、登録から2年を経過したときは、空き家バンクから登録情報を抹消する。ただし、登録の継続を希望する場合はその限りではない。

(空き家利用の届出)

第7条 定住又は地域活性化を目的として空き家バンクに登録されている空き家の利用を

希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、空き家利用希望届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、届出を受理するものとする。

3 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出を受理しないものとする。

(1) 宅地建物取引業者

(2) 空き家の転売及び転貸を目的とする者であるとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める店舗及び事務所として利用しようとする者であるとき。

(4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。

(6) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体であるとき。

(7) その他町長が不相当と認めたとき。

（所有者等と利用希望者の交渉等）

第8条 町長は、前条第2項の規定により届出を受理した場合において、利用を希望する空き家の所有者等へその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた所有者等は、交渉の可否について、遅滞なく町長に回答しなければならない。

3 町長は、前項における回答内容について、遅滞なく当該利用希望者に通知しなければならない。

4 前項において通知を受けた利用希望者及び所有者等は自らの責任において交渉を行うものとする。

5 前項における交渉において発生したトラブルは、当事者間で解決するものとする。

（契約）

第9条 町長は、所有者等と利用希望者間で行う、空き家に関する売買又は賃貸の媒介をする行為には、関与しないものとする。

2 前条第4項において空き家に関する売買契約又は賃貸契約が成立した場合、利用希望者は成約報告書（別記様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

3 前項において利用希望者より成約報告書の提出があった場合、町長は速やかに空き家バンクから当該物件に係る登録情報を抹消するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

年 月 日

様

この情報について、町で実施する詳細調査及び写真撮影並びに広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関与しないことに承諾します。

住所
氏名
電話
E-mail

(裏 面)

敷地及び建物の間取り図

--

別記様式第2号（第5条関係）

浜中町空き家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

浜中町長 様

登録番号第 号の空き家情報の内容については、下記のとおり変更したので、浜中町空き家バンク実施要綱第5条の規定により届け出ます。

【変更箇所のみ記入してください。】

登録対象	☐ 建物と土地 ☐ 建物のみ	
所在地	浜中町	
概要	建築時期	年 月
	構造	造 建
	敷地面積	m ² (坪)
	延床面積	m ² (坪)
	間取り	DK・LDK
	水道	上水道・井戸水・その他 ()
	下水道	下水道・浄化槽・その他 ()
	ガス	プロパン・その他 ()
	風呂	灯油・電気・ガス・その他 ()
	トイレ	水洗・汲み取り／和式・洋式
	附帯設備	
	駐車場	有 (台) ・無
	庭	有 m ² (坪) ・無
	倉庫	有 m ² (坪) ・無
	その他	
利用状況	最後の利用から 年経過 (年 月頃に利用しなくなる予定)	
補修の要否	不用・小規模補修が必要・大規模補修が必要・現在補修中	
補修の費用負担	所有者等負担・入居者負担・その他 ()	
所有者等の意向	☐ 賃貸希望	希望賃料 円／月
	☐ 売却希望	希望価格 円
特記事項		

この情報について、広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関与しないことに承諾します。

住 所
氏 名
電 話
E-mail

別記様式第 3 号（第 6 条関係）

浜中町空き家バンク登録抹消届出書

年 月 日

浜中町長 様

氏 名

登録番号第 号の空き家情報の内容について、浜中町空き家バンク実施要綱第 6 条第 1 項の規定により届出します。

登録抹消の理由	
---------	--

別記様式第4号 (第7条関係)

空き家利用希望届出書

年 月 日

浜中町長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____
電話 () —

次のとおり空き家を利用したいので届け出ます。なお、本制度により得た情報は、浜中町空き家バンク実施要綱の規定に沿って私自身が利用し、他の目的には一切利用しません。また、本届出書の内容の一部又は全部を所有者等の求めに応じて提供することを承諾します。

利用目的	☐ 移住 ☐ 転居 ☐ 二地域居住 ☐ 事業経営 ☐ その他（ ）			
希望する物件	物件番号（ ）			
利用予定の家族構成	氏 名	続柄	年齢	職 業
		本人		
特記事項				

※浜中町が契約等に一切関与しないことに承諾します。

※届出に関する個人情報、本制度の目的以外に利用しません。

別記様式第5号（第9条関係）

成約報告書

年 月 日

浜中町長 様

氏名

空き家バンクに係る下記物件の契約が成立したため、浜中町空き家バンク実施要綱第9条第2項の規定により報告します。

契 約 方 式 売 却 ・ 賃 貸

物件番号 _____ 番